

各種申請・届出などに関するお知らせ

建築物を建てるときは76条申請を忘れずに

土地区画整理事業が完了（換地処分の公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、**土地区画整理法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要**です。

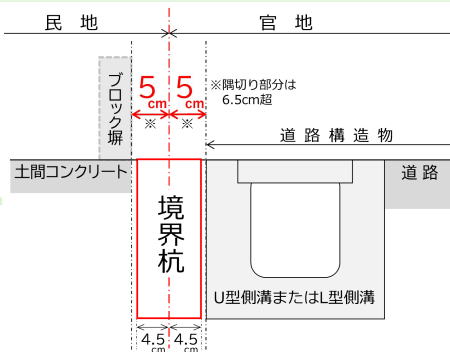
- ◆土地の形質の変更
- ◆建築物その他の工作物（ブロック塀、擁壁、カーポート等）の新築、改築、増築
- ◆重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積



この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、または許可条件に違反した時は、さいたま市長から原状回復命令、または移転、もしくは除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

門や塀などを作るときはご注意ください

道路とみなさまの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は、右図のように**塀などの外面が境界線より5センチメートル民地側となるように設置**してください。
このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。



『民地建柱』にご協力ください

各ご家庭に電力等を供給するために必要な電柱等については、道路の有効活用かつ安全な利用および街路の美観の確保等から、民地内に電柱等を設置する『民地建柱』をお願いしております。
今後、建柱の際には、電力・通信事業者がみなさまの土地借用等をお願いに伺うことがありますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

土地の売買や相続などで権利に変更があった際は届出を

土地の売買や相続等で**権利関係に変動が生じた際は、組合へ届け出**てください。
また、新たに土地の権利を共有で取得された場合は、共有者の中から代表者1人を選任して組合に届け出てください（※）。

※共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。**届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ません**ので、ご協力のほどお願いいたします。

土地や建物の売買をする時は事務局へご相談を

特別な制約はありませんが、今後、区画整理により減歩や土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、地区内の土地や建物を売買する時は、組合事務局へご確認、ご相談ください。

仮換地証明・底地番証明等の申請は事務局窓口まで

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、**組合事務局の窓口で申請**いただき、原則**中二日営業日**で発行いたします。手数料は**1件1通300円（税込）**となります。
なお、組合事務局の（一財）さいたま市区画整理協会のホームページから、**当組合の仮換地図・底地番図・位置図がダウンロード**できるようになりました。**ホームページ上の利用上の注意をご確認の上、参考図面としてご利用**ください。



協会ホームページ

今後も区画整理事業についてご理解とご協力をお願いいたします

道路・上下水道など**工事**については
工事課 TEL 048-799-2528
建物・工作物等の**補償**については
補償課 TEL 048-799-2523
換地・保留地・資金等の**管理**については
管理課 TEL 048-799-2352

発行

さいたま市大門第二特定土地区画整理組合
<事務局>
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会
〒338-0002
さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

大門第二

さいたま都市計画事業 大門第二特定土地区画整理事業

令和7年

区画整理だより5月号

初夏の候、皆様にはますますご健勝の事と存じます。いつも区画整理事業にお力添えにあずかり誠にありがとうございます。今号の区画整理だよりでは、令和7年度予算についてお知らせいたします。

事業を進めていくためには、みなさまの一層のご理解、ご協力が必要となりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

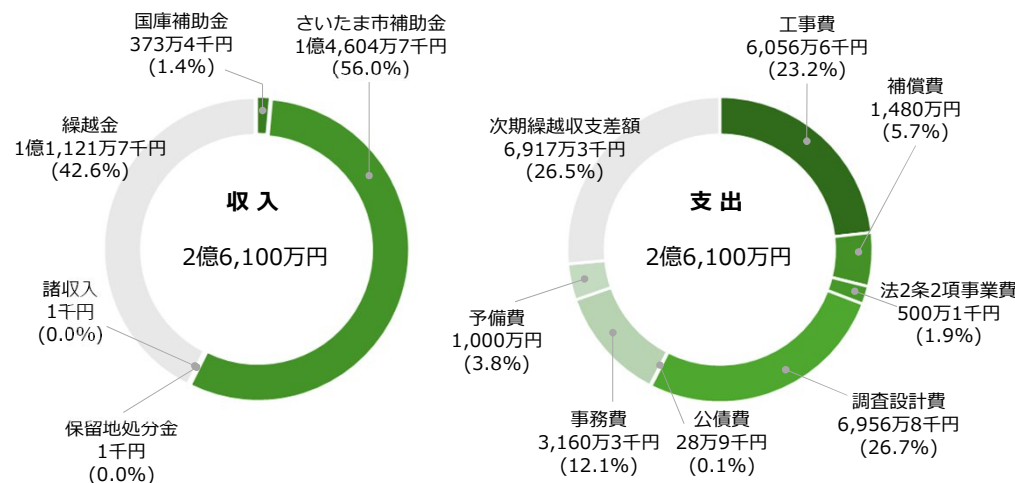
さいたま市大門第二特定土地区画整理組合
理事長 備藤 松夫

令和7年度の収支予算・事業計画

令和7年3月6日に開催された令和6年度第2回総代会において、令和7年度の事業計画と収支予算が承認されました。今年度はこの計画にて進めてまいります。

収支予算

()内は構成比

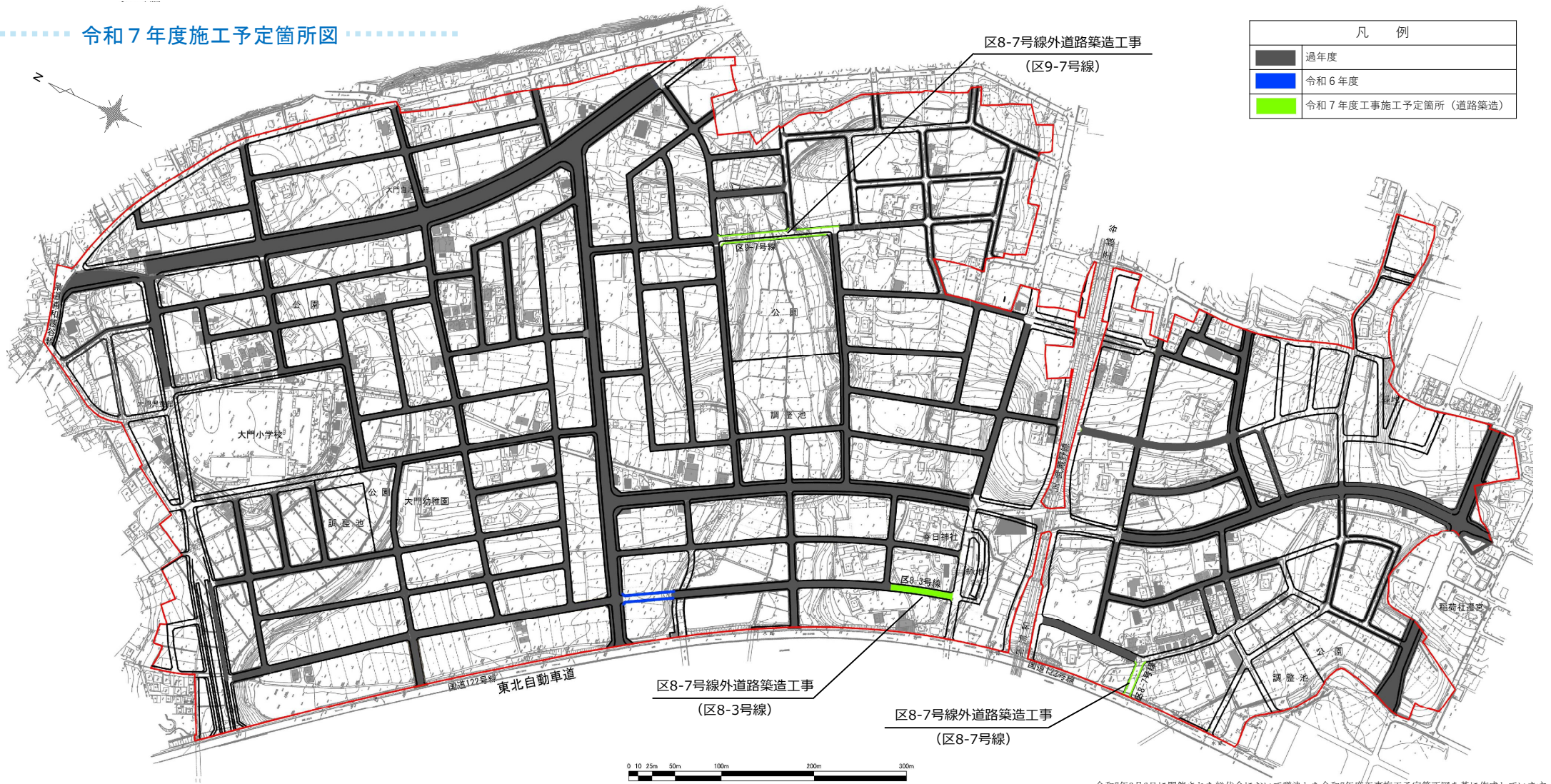


事業計画

工 事	●区8-7号線外道路築造工事 ●電柱移設工事	●配水管切回工事 ●道路等管理工事
補 償	●建物等移転補償	
調 査 設 計	●整地実施設計業務（令和7年度） ●大門中野田線道路検討外業務 ●事業用地草刈業務 ●建物等調査積算業務委託（R7）	●杭打測量・換地修正外業務委託 ●街区路線測量外検討業務委託 その他事業に必要な調査設計等

お問合わせ

令和7年度施工予定箇所図

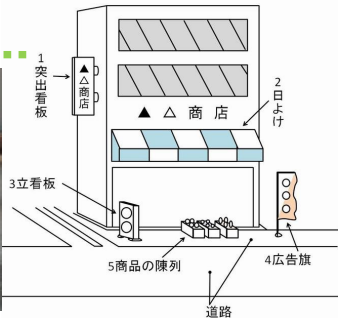


令和7年3月6日に開催された総代会において議決した令和7年度工事施工予定箇所図を基に作成しています。

道路の使用や敷地の管理についてのお願い

道路の上には物を置かないでください

道路上にコンクリート板や道路段差解消ステップ、広告旗や消火器、荷物、商品、自動販売機などを置いたままにすると、自転車や車の通行の障害になり、交通事故を引き起こす原因にもなります。また、歩行者がつかずいで転倒する事故にもつながりますので、道路上には物を置かないでください。



庭木の枝や草、土砂などの敷地内での管理をお願いします

樹木の枝や雑草が敷地を越えて歩道や車道へはみ出すと、道路の見通しが悪くなり、交通事故を引き起こす原因にもなります。雑草は害虫等の発生源になる可能性もあります。所有者の方は定期的な樹木の剪定や雑草の草刈などをお願いします。

大雨などで敷地内の土砂が道路へ流出し、歩行者や車の通行を妨げたり、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまったりすることがあります。道路の安全確保のため、土地の所有者の方は土砂の流出防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出した場合は、土砂の撤去をお願いします。



※道路上に置かれたものや、はみ出したものが原因で事故が発生した場合、その所有者が責任を問われる場合があります。道路を歩行者や自動車が安心・安全に通行できるよう、みなさまのご理解、ご協力をお願いします。